

建設企業協議会協議事項

〔 日時 令和6年3月19日(火)
午前10時
場所 第四委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 2 八戸市立地適正化計画（令和6年3月改定）の公表について
- 3 八戸市空家等対策計画（令和6年3月改定）の公表について
- 4 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 事故発生日時 令和6年1月21日（日） 午後7時頃
- 2 事故発生場所 八戸市柏崎六丁目13-3（新丁下市営住宅1号棟敷地内）
- 3 事故発生状況 新丁下市営住宅敷地内に設置の鉄柱が強風のため倒壊したことにより、入居者が駐車している自動車の一部を破損させたもの。
鉄柱：市営住宅の建物の影響により、テレビ受信障害を受けている周辺の住宅等に、適正な電波を供給するための電線を支えるため、昭和62年3月設置したものの。
- 4 事故原因 鉄柱が経年劣化により根元が腐食していたため。
- 5 損害賠償額 399,773円
- 6 専決処分日 令和6年3月7日 処分第6号

【位置図】



【事故状況図】



【状況写真】



八戸市立地適正化計画（令和6年3月改定）の公表について

1 背景

平成30年3月の八戸市立地適正化計画策定後に、津波、洪水等のハザードマップが公表されたのに加え、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、現計画に居住誘導区域内の防災・減災対策を記載する「防災指針」の作成・位置づけが必須となったものである。

さらには、市内幹線軸バス路線の見直しがあり、これらを考慮した居住誘導区域の見直しが必要となったことから、計画を改定したものの。

2 検討状況

庁内関係課で構成する庁内連絡会議及び、学識経験者、関係行政機関、市の住民から構成する都市計画審議会にて改定案を検討。

月 日	会議等	内容
令和 5年 7月 26日	都市計画審議会	改定方針及び進め方について
令和 5年 11月 29日	都市計画審議会	改定素案について
令和 6年 1月 10日～ 2月 8日(30日間)	パブリックコメント	提出意見なし
令和 6年 2月 19日	都市計画審議会	改定案について

3 概要及び主な改定点

- (1) 計画期間 平成30年3月～令和20年3月
- (2) 対象区域 都市計画区域全域（南郷地域を除く市内全域）
- (3) 主な改定点

防災指針	・居住誘導区域にかかる災害リスクを検討し、防災・減災対策を記載
居住誘導区域	・市内幹線軸バス路線の変更に伴う区域の変更 ・現計画策定後に公表された各種ハザードマップを考慮した区域の変更
評価指標	・居住誘導区域の変更や人口の推移を考慮し、「居住誘導区域内の人口密度」から「居住誘導区域内の人口割合」に変更 ・「街なかの歩行者通行量」、「地域公共交通の利用者数」について算出方法の変更に伴い、目標値を変更

4 計画の公表

令和6年3月19日に市ホームページで公表

八戸市空家等対策計画（令和6年3月改定）の公表について

1 背景

今年度末で計画期間が満了することに加え、令和5年12月の改正空家法の施行を踏まえ、市内で増加する空き家への対策を一層強化するため、法改正の内容や新たな取組を位置付け、計画を改定したものの。

2 検討状況

令和5年10月より改定作業を行い、関係課で構成する庁内検討委員会での検討内容について、市長、法務、不動産、建築、福祉分野の各団体、地域住民の代表、学識経験者で構成する八戸市空家等対策会議（空家法に基づく法定協議会）を3回開催し、改定案を協議。

月日	会議等	内容
令和5年10月24日	第1回八戸市空家等対策会議	改定方針及び改定案の協議
令和5年11月30日	第2回八戸市空家等対策会議	修正案及び成果指標の協議
令和5年12月21日～ 令和6年1月19日(30日間)	パブリックコメント	提出意見29件
令和6年2月16日	第3回八戸市空家等対策会議	意見への対応の協議（4件の意見を計画に反映）

3 概要及び主な改定点

- 計画期間 令和6年4月～令和12年3月（6年間）
- 対象地区 空き家対策を実施する対象地区は「市内全域」としつつ、八戸市立地適正化計画の居住誘導区域を「重点地区」に設定。
- 基本方針等 空家法改正で国が示した方針を現行計画の方針に取り込み、行政、市民、民間事業者等が連携した地域全体で推進する新たな取組を追加。

計画の基本方針	新たな取組
1. 空家等の発生予防	・テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を活用した情報発信 ・単身高齢者世帯等に対するセミナーの実施
2. 所有者等による適切な管理の促進	・空き家の点検方法等の情報発信
3. 空家等の利活用の促進	・官民連携による(仮称)はちのへ空き家解消ネットワークの構築 ・地域住民主体の取組(空き家の把握活動等)に対する支援
4. 管理不全な空家等への対応	・「管理不全空家等」への対応(指導・勧告)

- 成果指標等 管理不全な空家等への対応及び空き家の発生予防を強化する指標として、「特定空家等の改善件数」、「空き家相談会・セミナー等の開催回数」を新たに設定。

4 計画の公表

令和6年3月19日に市ホームページで公表

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1. 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

2. 改正の内容

(1) 概要

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されることに伴い、八戸市手数料条例において引用している同法の題名を改正するもの

(2) 施行期日

令和6年4月1日

3. 処分年月日

令和6年3月12日